

船舶事故調査報告書

平成28年5月26日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 庄 司 邦 昭（部会長）

委員 小須田 敏

委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突（橋脚）
発生日時	平成27年7月5日 13時40分ごろ
発生場所	福岡県福岡市博多港第2区海の中道大橋の橋脚 奈多港沖防波堤南灯台から真方位172° 1.3海里付近 （概位 北緯33° 40.4′ 東経130° 24.4′）
事故の概要	水上オートバイまぐろは、西進中、橋脚に衝突した。 まぐろは、同乗者1人が重傷を、同乗者1人が軽傷を負い、右舷船首部に破口等を生じた。
事故調査の経過	平成27年7月6日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	水上オートバイ まぐろ、5トン未満 290-55114福岡、個人所有 2.70m（Lr）×1.08m×0.49m、FRP ガソリン機関、106.65kW、平成13年6月
乗組員等に関する情報	船長 男性 31歳 特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成26年6月13日 免許証交付日 平成26年7月11日 （平成31年6月15日まで有効） 同乗者A 女性 26歳 同乗者B 女性 年齢不詳
死傷者等	重傷 1人（同乗者A）、軽傷 1人（同乗者B）
損傷	右舷船首部に破口及び亀裂等
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者A及び同乗者Bを後部座席に乗せ、海の中道大橋の西方にある福岡市雁の巣レクリエーションセンター公園南側の砂浜を発進して遊走を開始した。 船長は、海の中道大橋の下を通過して同橋東側の海域で旋回した後、同橋に向けて約40km/hの速力（対水速力、以下同じ。）で西進した。

	本船は、船長が、海の中道大橋の橋脚の間を通過しようと斜航していたところ、プレジャーボートが橋脚の間を反航してきたので、速力を落として徐行し、同船と右舷対右舷で通過した後、速力を約30 km/hに増速してプレジャーボートの航走波を受けながら航行した。 本船は、プレジャーボートの航走波を2、3回受け、船長が、水しぶきが顔にかかり、サングラスを外して左腕で目をぬぐっていたところ、砂浜から2本目の橋脚（以下「本件橋脚」という。）に向けて航行する態勢となり、平成27年7月5日13時40分ごろ、本件橋脚に衝突した。 船長、同乗者A及び同乗者Bは、本船から投げ出され、船長が、救命胴衣の笛を鳴らして砂浜にいる知人に知らせ、他の水上オートバイに救助され、同乗者A及び同乗者Bは、救急車で病院に搬送された。 同乗者Aは、誤嚥性肺炎及び右踵骨粉碎骨折等を、同乗者Bは、脳しんとうをそれぞれ負った。 本船は、他の水上オートバイにえい航されて砂浜に帰ったが、後日、廃棄処分された。 （付図1 事故発生経過概略図 参照）
その他の事項	船長は、本船が、反航するプレジャーボートの航走波を受け船首を左方に振られたと感じた。 本船は、船長が、本件橋脚（橋脚間約60m）から約10m離して航行する予定であったが、水しぶきをぬぐっている間に、左転して左方の本件橋脚に接近した。 本船には、船首側から順に船長、同乗者A、同乗者Bが乗っていた。 船長及び同乗者2人は、救命胴衣を着用していた。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、海の中道大橋に向けて西進中、船長が、水しぶきが顔にかかり、サングラスを外して腕で目をぬぐい、前方が見えない状況下で停止又は速力を落とさなかったことから、本件橋脚に向けて左転したことに気付かずに航行し、本件橋脚に衝突したものと考えられる。 本船は、反航するプレジャーボートの航走波を右舷方から受け、船首を左方に振られた可能性があると考えられる。 本船は、船長が、左腕で目をぬぐっていたとき左転した可能性があると考えられる。
原因	本事故は、本船が、海の中道大橋東方を西進中、船長が、前方が見えない状況下で停止又は速力を落とさなかったため、本件橋脚に衝突したことにより発生したものと考えられる。

参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 水上オートバイの操船者は、水しぶきが顔にかかり、前方が見えにくいときは、停止又は速力を落とすことが望ましい。 ・ 水上オートバイの操船者は、水しぶきが顔にかかるおそれがある場合は、ゴーグル等を着用することが望ましい。
------------------	---

付図1 事故発生経過概略図

